

人 事 院 事 務 総 長

「人事院規則10—12（職員の留学費用の償還）の運用について」の一部改正について（通知）

「人事院規則10—12（職員の留学費用の償還）の運用について（平成18年6月14日人研調—927）」の一部を下記のとおり改正したので、令和2年2月28日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分があるものは、これを当該傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分がないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
第2条関係 1 この条の「人事院が定める研修」は、行政官長期在外研究員	第2条関係 1 この条の「人事院が定める研修」は、行政官長期在外研究員

制度、行政官国内研究員（修士課程コース）制度及び行政官国内研究員（博士課程コース）制度による研修並びに次に掲げる研修であって、規則第3条第2号に規定する大学院等の課程に在学してその課程を履修する研修として実施するものとする。

一 会計検査院海外大学院等派遣研修（旧会計検査院アジア経済研究所開発スクール等派遣研修及び旧会計検査院アジア経済研究所開発スクール派遣研修を含む。）

二～十四 （略）

十五 文部科学省宇宙関係在外研究員派遣制度

十六 （略）

十七 文部科学省国内大学院派遣制度

十八～二十八 （略）

2 各省各庁の長は、前項各号に掲げる研修の内容若しくは実施形態を変更する場合又は学校教

制度、行政官国内研究員（修士課程コース）制度及び行政官国内研究員（博士課程コース）制度による研修並びに次に掲げる研修であって、規則第3条第2号に規定する大学院等の課程に在学してその課程を履修する研修として実施するものとする。

一 会計検査院アジア経済研究所開発スクール等派遣研修（旧会計検査院アジア経済研究所開発スクール派遣研修を含む。）

二～十四 （略）

十五 文部科学省宇宙関係在外研究員派遣制度（旧文部科学省宇宙開発関係在外研究員制度を含む。）

十六 （略）

（新設）

十七～二十七 （略）

2 各省各庁の長は、前項各号に掲げる研修の内容若しくは実施形態を変更する場合又は学校教

育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学の大学院の課程（同法第104条第7項第2号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程に在学してその課程を履修する研修であって、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第70条の6の規定に基づき、職員の同意を得て、国が実施するものであり、かつ、規則第2条各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められるものを新たに実施する場合には、速やかに、人事院事務総長に報告するものとする。

育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学の大学院の課程（同法第104条第4項第2号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）若しくはこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程に在学してその課程を履修する研修であって、国家公務員法（昭和22年法律第120号）第70条の6の規定に基づき、職員の同意を得て、国が実施するものであり、かつ、規則第2条各号に掲げる要件のいずれにも該当すると認められるものを新たに実施する場合には、速やかに、人事院事務総長に報告するものとする。

以 上